

世田谷区
「新しい日常における保育」
対応ガイドライン

令和2年9月30日

令和3年2月3日

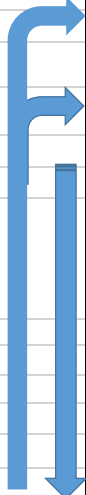
世田谷区保育部

～はじめに～

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染防止を行い、園内におけるり患者やクラスターの発生防止を図ることを目的に策定するもので、随時更新を図ってまいります。実施にあたっては、以下の視点に十分配慮したうえで実施し、保育の質の維持にも努めるようにしてください。

区では、これまでの区内での感染者数の動向や保育所等の対応を踏まえ、「感染状況に応じた保育の対応」（以下参照）を定め、今後は、それに基づき、対応をしていくことといたします。

世田谷区保育部

感染状況に応じた保育の対応					【別紙】 1月8日第2版
	保育対応レベル	移行判断の目安	登園のあり方 登園率目安	家庭保育 支援	保育の状況等
感染拡大期 	レベル3	新たな区内感染者が著しく増加し、区内において、保育施設等の休園が同時期に複数園発生	休園措置（応急保育） 登園自粛要請	5% 25% ~60%	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">「新しい日常における保育」</div> <ul style="list-style-type: none"> ◎社会生活維持者等への応急保育 ◎規模を縮小した保育（縮小保育）
	レベル2	新たな区内感染者が減少し、感染経路を追えているなどの状況を踏まえ、レベル3から概ね1～2か月経過後	登園自粛のお願い	60% ~80%	◎縮小保育
	レベル1	新たな区内感染者の増加が抑えられ、レベル2の状況から概ね1か月程度経過後	家庭保育協力のお願い ○登園日数の減 ○保育時間短縮	80% ~100%	◎通常保育 感染予防と保育の質を両立し、子ども一人ひとりの心身共に健やかな成長と発達を保障する。
◆今後、区の感染状況に応じて、移行判断の目安や登園のあり方等を変更する可能性がある。					
◆園において感染者が確認された場合は当該園の休園措置を検討する。					

目次

第1章 本ガイドラインの位置づけ	・・・・・・・・P1
第2章 通常保育について（保育対応レベル1 想定）	
1. 保育所等における基本的な新型コロナウイルス感染症対策	
（1）感染源を持ち込まない	
【子ども・保護者の健康管理】	・・・・・・・・P3
【職員の健康管理】	・・・・・・・・P4
【委託業者等への対応】	・・・・・・・・P4
【施設見学者への対応】	・・・・・・・・P4
【実習生の受け入れ対応】	・・・・・・・・P5
（2）感染経路を断つこと	
①手洗い	・・・・・・・・P5
②咳エチケット（職員及び子どものマスクの着用について）	・・・・・・・・P6
③消毒	・・・・・・・・P7
（3）健康教育を実施し、身体機能を高めること	・・・・・・・・P8
2. 具体的な保育場面や保育運営上での感染予防策について	
（1）園児の登降園の送迎について	・・・・・・・・P9
（2）室内活動について	・・・・・・・・P9
（3）外遊び・散歩について	・・・・・・・・P10
（4）給食について	・・・・・・・・P11
（5）排泄について	・・・・・・・・P12
（6）午睡について	・・・・・・・・P13
（7）行事等について	・・・・・・・・P13
（8）地域の保護者等に対する子育て支援について	・・・・・・・・P13
（9）衛生管理・換気について	・・・・・・・・P14
（10）職員関連事項について	・・・・・・・・P15
3. 子ども・保護者・職員への支援（保育対応レベル0～3共通）	
（1）子ども・保護者の心のケアについて	・・・・・・・・P15
（2）職員への支援について	・・・・・・・・P17

第3章 縮小保育について（保育対応レベル2～3想定）

1. 縮小保育対象世帯と保護者への対応について P18
2. 縮小保育を実施する体制 P18
3. 縮小保育を利用する子ども、出勤する職員についての注意事項 P18
4. 保育室等の環境設定について P20
5. 送迎の際の注意事項について P21
6. 保育実施上の注意点 P21
7. 職員の勤務体制について P24
8. その他運営上の検討事項について P25

第4章 応急保育について（保育対応レベル3想定）

1. 応急保育の対象について P27
2. 保育の実施について P27
3. 休園中に在宅で過ごされている在園児童家庭への配慮のお願い P29
4. 応急保育中に登園児童、勤務職員に感染が発生した場合 P30
5. 応急保育で寄せられている質問事項等 P30

第5章 新型コロナウイルス陽性が判明した場合の区と保育園の対応について

1. 対応フロー（区、保育園、保健所の役割） P32
2. 保育料の取り扱いについて P36

第6章 災害時の対応について P37

新型コロナウイルス感染症対応 参考様式 P38

- 別添資料1 区立保育園の今後の保護者参加行事の対応について P42
- 2 次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使った消毒方法 P44

参考文献等

第1章 本ガイドラインの位置づけ

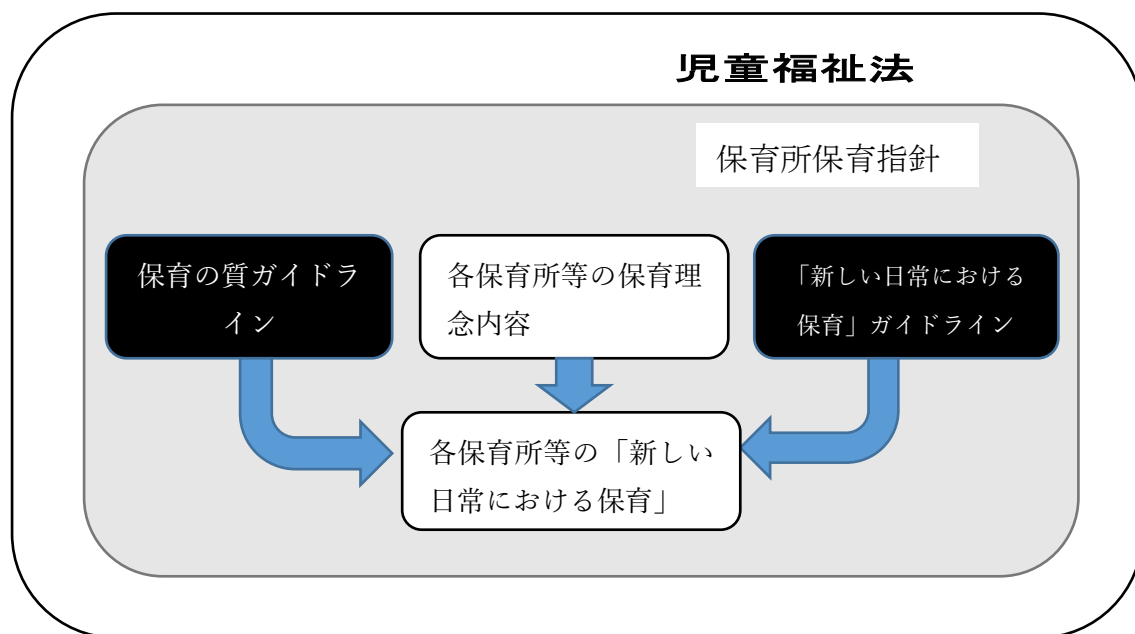
本ガイドラインは、保育所等において新型コロナウイルス感染症予防を図ることを目的としていますが、一方で、区全体の保育所等での保育の質の維持・向上を目指す、「世田谷区保育の質ガイドライン」を定めています。

感染状況レベルによって、縮小保育や応急保育など急な保育の変更をお願いすることが今後もあるかもしれませんが、各保育施設において可能な範囲で感染状況に応じた感染拡大防止策をとりながら、子どもの生活や育ちになるべく影響が及ばないように保育の質の維持・向上を目指すことが、「新しい日常における保育」になっていくと考えます。

本ガイドラインの記載内容については、「新しい日常における保育」の検討会で現場の先生方からいただいたご意見をできるだけ反映しながら、保育の質の維持・向上に取り組むことで、感染予防にもつながるという新しい視点も盛り込んでいます。また、各園における多くの実践例もいただきましたので、それは別途、事例集としてまとめました。

各保育施設において、今一度、今後の保育のあり方について考えていただき、各保育施設にあった形で、柔軟に本ガイドラインを活用し、with コロナの時代の「新しい日常における保育」を行っていただければと思います。

なお、本ガイドラインは、令和3年1月時点での情報に基づき作成したのですが、今後新たに情報が得られた場合には随時見直しを行っていくことといたします。



第2章 通常保育について（保育対応レベル1 想定）

1、保育所等における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

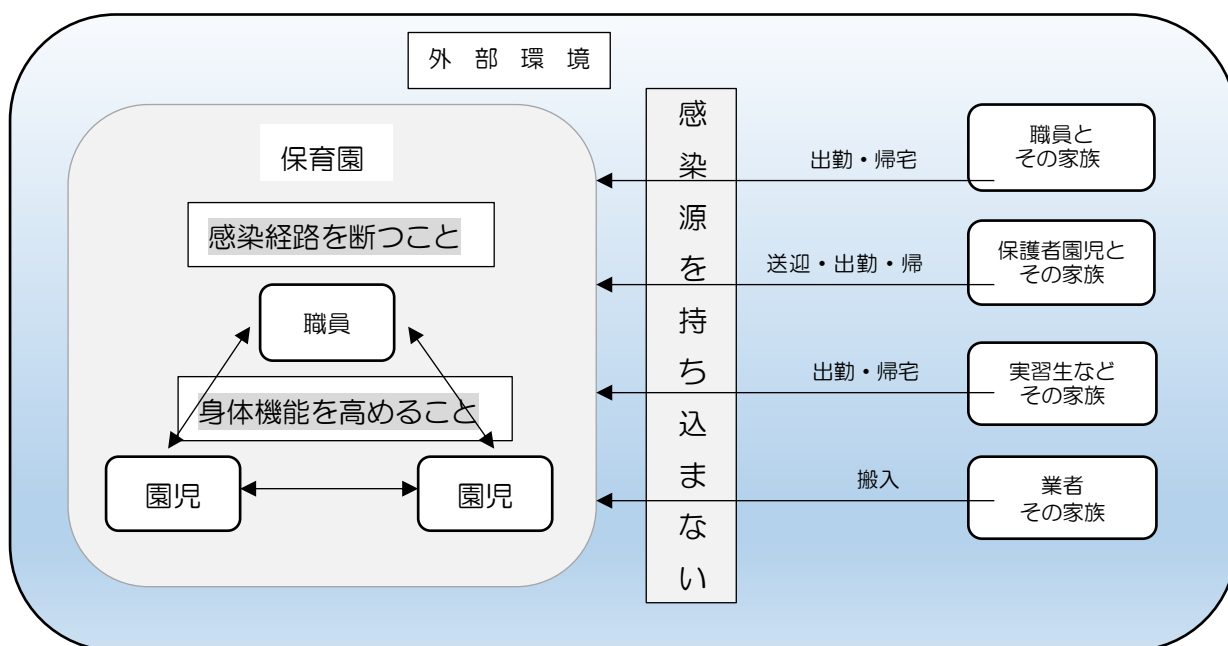
保育所等における基本的な感染症対策については「保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）」に沿って行うこととなりますが、新型コロナウイルス感染症は、新しい感染症であり、現時点で判明している対策を取っていくことが重要となります。

将来的にワクチンや治療薬が開発されるまでは、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」をできる限り避けるために、ソーシャルディスタンスに代表される「新しい生活様式」を可能な範囲で園生活に取り入れていくことが大事になってきます。

●基本的な感染症対策の実施

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取り組みを行いましょう。

- (1) 感染源を持ち込まない
- (2) 感染経路を断つこと（感染源の排除）
- (3) 健康教育を実施し、身体機能を高めること



(1) 感染源を持ち込まない

【子ども・保護者の健康管理】

①発熱や呼吸器症状等がある場合には登園を控えてもらう

登園前に必ず子ども本人、家族が検温し、発熱や呼吸器症状等がある場合には、園児・保護者（その家族も含む）の登園を控え、自宅で休養するようお願いしてください。

また、過去に発熱した場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてもらうようお願いしてください。

ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合は、その限りではありません。

（事務連絡 令和2年5月14日付厚生労働省「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」に基づく）

〈留意点〉

- ・ 体調面について、丁寧に聞き取る。
- ・ 発熱がある場合は、登園を控えるようお願いするが、発熱の判断をする際には、乳幼児は体温調整が未熟なこと、平熱に個人差があることを踏まえ、柔軟に対応する。
- ・ 家族に体調不良者がいる場合は、丁寧に聞き取りをして早い段階での情報把握に努める。

②基礎疾患のある子ども、医療的ケア児への対応

医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もあり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談のうえ、その指示に従ってください。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。（事務連絡 令和3年1月7日付厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第八報）」に基づく）

③保育中の健康状態の把握

登園時、園児等の検温結果及び健康状態を把握します。登園時の健康状態の把握には、連絡帳の利用や「健康観察表」などを作成し、活用してください。家庭で体温や健康状態を確認できなかった園児等については、登園時に職員が検温及び健康観察等を行ってください。また、保護者に家族の方の健康状態の確認も行

いましょう。

一日の中で、子どもの状態を把握して、体調チェックを行ってください。発熱等があれば、別室で保育し、留意事項を参考にしながら、保護者に連絡、迎えをお願いするようにしましょう。

〈留意点〉

- 保護者と確実に連絡が取れるようにしておく。
- 子ども一人ひとりの様子を確認し、いつもと様子が異なる場合は、すぐに対応できるようにする。
- 家族に体調不良者がいる場合は、丁寧に聞き取りをして早い段階での情報把握に努める。
- 保育中の子どもの発熱については、平熱に個人差があることや体温調節が未熟なことに留意し、水分補給等を行い、様子を見ながら総合的に判断していく。

【職員の健康管理】

- ①毎朝検温し、体調確認を行い、発熱・体調不良等あれば、出勤をやめ、施設長に報告してください。また、職員と同居の家族についても同様の症状があるときは、出勤を控えるようにしてください。
- ②過去に発熱した場合、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは出勤を控えるようにしてください。

〈留意点〉

- 該当する職員については、施設長への報告により確実な把握が行われるようにする。また、施設長は各職員の日々の健康状態を記録に取っておくことが望ましい。

【委託業者等への対応】

物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合（工事等）については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には、立ち入りを断ってください。また、マスクの着用もお願いしてください。

給食食材の搬入者にも、健康管理について協力をお願いするようにしてください。

【施設見学者への対応】

地域の感染状況、園の運営体制に応じて、一日の見学可能数を決めたり、玄関

や事務室等、施設の限られた場所で対応するなど、密になる状況を避ける対応を心がけてください。見学者が施設内に立ち入る場合は、その前に健康確認を行い、マスク着用をお願いしてください。

〈留意点〉

- 見学者の記録（連絡先等）を取っておき、何かあった場合に確認が取れるようにしておくことが望ましい。
- 保育室内の立ち入りは、当面の間、避けることが望ましい。保育室の様子、保育の様子等をまとめた資料を用意し、園の概要や見学時によくある質問をQAにまとめ、配布するなどの工夫を行う。
- 対応時間をなるべく短くし、具体的な相談や質問等は電話対応に切り替え、滞在時間を短くする。

【実習生の受け入れ対応】

実習生を受け入れる際には、保育園の状況、感染予防策をしっかりと伝え、実習開始2週間前から健康記録をとってもらい、健康状態を確認してください。

実習期間中は、健康状態を記載してもらい、マスクの着用、手指消毒の徹底、健康管理に十分気を付ける（不要不急の外出を避ける等）ことを実習生に伝えてください。

発熱や体調が悪い時には、無理せず、園に来る前に連絡し、実習を中止することを伝えてください。

(2) 感染経路を断つこと（感染源の排除）

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を断つ（感染源の排除）ためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

①手洗い

接触感染の仕組みについて年齢差に考慮しながら、幼児を中心に伝え、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように教えるとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるので、外から保育室に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは 30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。手洗いの方法についても、職員が園児と一緒に実践するようにしてください。また、手を拭く際にはペーパータオルを使用することが望ましいです。

まだ手をうまく洗えない乳児については、職員と一緒に洗ったり、銘々のおしぼりで拭く等、十分に配慮してください。

また、手洗いをを行う際も人数を分けて、間隔を空けて並ぶなどの工夫をお願いします。



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

〈留意点〉

- 手拭きタオルの共有はしない。タオルは隣同士触れ合わないようにかける。手を拭きに行くことで子どもが集中し、他児のタオルに触れるようなことがなければタオルの使用は可。
- 職員は複数の子どもを介するので、ペーパータオル使用が望ましい。
- ペーパーホルダーについては衛生面から取り出し口を下向きに設置することが望ましい。
- ペーパータオルを子どもが使用する場合は使用方法も丁寧に伝え、物を大切にすることを育てていく。

②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

飛沫感染をできる限り防ぐために、咳エチケットを実施できるように、幼児を中心に年齢差に配慮しながら、咳エチケットの内容を伝えてください。

【職員及び子ども・保護者のマスク着用について】

- 職員はマスクを適切に着用するようにしましょう。
- マスク着用しながらの保育にあたっては、子どもが職員の表情が見えないことで不安を感じるようになる場合もあるので、職員同士で連携して子どもを見守り、声掛けをしていきましょう。
- 送迎する保護者にもマスク着用を呼びかけ、協力をお願いしてください。
- 子どものマスク着用については、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから一律にマスクを着用することは求めています（厚生労働省通知に基づく）が、家庭からマスクを着用してきた場合はその限りではありません。

〈留意点〉

- ・ 職員のマスク着用及び園児がマスクを着用してきた場合、夏季は熱中症予防対策を十分に行うこととする。
- ・ 職員は、マスクを着用することを基本とするものの、保育の必要上、マスクを外すことがある場合は、事前に保護者に伝えて理解を求める。
- ・ 低年齢児（2歳未満児）のマスク着用は熱がこもり、熱中症のリスクが高まる等、健康に過ごすうえでのリスクが指摘されているため、着用しないようにする。
- ・ 2歳以上の場合であっても、家庭からマスクを着用してきた場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています）。（厚生労働省通知に基づく）
- ・ 園児がマスクを着用してきた場合、マスクを外す際は、袋に入れる等の工夫をし、他園児が触らないようにする。

③消毒

保育室やトイレなど園児が利用する場所のうち、特に多くの園児が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、原則として、1日1回以上塩素系漂白剤《次亜塩素酸ナトリウム：濃度0.02%※1、**ただし、流行期（感染が拡大している時期）においては、濃度0.05%※2**》を使用して、清拭してください。

保育所等では、様々なものを共用しており、遊具や物品の共用を避けることができれば、避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、園児が使用した後には手洗いをするように伝えてください。

また、職員が使用する事務室（共用パソコン、プリンター、電話等）、休憩室、

職員トイレ等によく触れる場所についても、適宜消毒を行ってください。

※1 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン～別添2 保育所における消毒の種類と方法」に基づく。(濃度 0.05%では、金属が腐食するおそれがあるため再度の水拭きが必要だが、濃度 0.02%は 1 度拭きでの対応が可能。)

※2 P47「次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使った消毒方法」参照

〈参考〉

新型コロナウイルスの残存期間について

- ・エアロゾル(空気中に漂う微細な粒子)では3時間まで、プラスチックやステンレスの表面では72時間まで、銅の表面では4時間以降、段ボールの表面では24時間以降は生存が確認されなかった。

(国立感染研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」より抜粋)

(3) 健康教育を実施し、身体機能を高めること

感染症を防ぐためには、子どもが自分の体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことが大切です。特に、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスのとれた食事」等の生活習慣が身につくよう、日々の生活で幼児を中心に、子どもに丁寧に繰り返し伝え、自ら行うことができるよう、保育内容の検討をお願いします。

また、低年齢児が自己管理することは非常に難しいため、家庭へも、お便り等で上記の重要性を伝え、家庭においても感染予防、病気の早期発見等ができるように協力をお願いします、家庭と連携しながら健康教育を進めていくことが重要となります。

このような取り組みの中で、新型コロナウイルスのみならず、子ども自身が身体や健康について、前向きに関心を持つよい機会としていきましょう。

2、具体的な保育場面や保育運営上での感染予防策について

「新しい日常における保育」検討会では、委員から、「感染予防と保育の質が敵対するのではなく、お互いに両立することが大事である。そのためには、各保育施設において様々な場面での保育のあり方をもう一度見直し、子ども一人ひとりに寄り添った保育の質を追求することが結果として、感染予防にもつながるのではないか」というご意見をいただきました。

世田谷区保育の質ガイドラインにおいても、各保育所等における保育内容の基本は、『「子どものための、子どもを中心とした」保育を展開することです』と規定されています。

ここでは、具体的な保育項目ごとに必要と考えられる感染症予防策をまとめましたので、「感染予防」と「子どものための、子どもを中心とした保育」の両立を図るといふ視点から、各保育施設でご検討いただき、施設状況や職員体制などに応じて、必要な部分を取り入れ、柔軟に活用していただければと思います。

(1) 園児の登降園の送迎について

レベル2～3で行っていた玄関やテラスでの受け入れを園の状況に応じて、徐々に通常の受け入れに戻すことを可能とします。その際も保護者と子どもの手洗い、もしくは手指消毒については徹底してください。

子どもの体調把握のため、朝夕の勤務当番とクラス担任との情報共有・伝達を確実に行うようにしましょう。

子どもの年齢や発達に合わせて、自分でできることを自ら行えるように職員が見守りながら、必要な時は援助することで、身支度や身の自立に繋げる機会と捉えることもよいと思います。

〈留意点〉

- 各園の施設の状況に応じて、可能な範囲で保護者の室内の出入りを少なくする工夫と動線を考えていく。保護者にも密を避ける行動を意識してもらうように継続して働きかける。
- 保護者が長時間施設内で過ごさずに済むように、朝の支度の方法を検討する。(持ち物を減らす等)
- 引き渡し後もできる限り速やかに帰宅するように促していく。
- 受け入れ・引き渡し時の密状況を避けるために、聞き取り内容を共通化し、短時間で漏れのない方法を検討する。

(2) 室内活動について

①保育環境について

室内活動では子どもが密集、密接の状況になりやすく、感染予防が難しい点もありますが、制限を多くかけるのではなく、以下の点を基本に検討をお願いします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• じっくりと遊ぶことができる環境を作る• 子どもが自ら興味・関心を持ち、関わりたくなるような保育環境を整え、充実させる |
|---|

保育施設に応じた上記の保育環境を^各目指すことで、子どもが遊びこみ、自然と分散し、密を避けられるようになる。また、落ち着いた保育環境下では、職員が衛生環境を整えたり、子どもの健康状態を把握したりする時間も確保できるようになるのではないのでしょうか。

〈留意点〉

- 子どもの発達、興味に合ったコーナーを充実させることで、自然に遊びの分散が図られるようにする。
- 子どもが間近で向かい合わないよう配慮した遊具等の設置の工夫や職員の援助を行う。

②子どもと職員との関わりについて

特に乳児は、関わりを求めてくるなど、密が避けられない年齢ではありますが、わらべうたや手遊びなどのふれあい遊びは発達上、大切なものなので、下記〈留意点〉を参考のうえ、過敏になりすぎないように、一人ひとりとの関わりを大切にしましょう。

〈留意点〉

- 子どもの衣類に唾液や鼻水が付着している場合はこまめに着替える。
- 子どもの咳やくしゃみを職員が浴びた際には手、首などそれらが触れたと思われる場所を速やかにティッシュ等でふき取り、できる範囲で手指消毒等を行う。また、活動が落ち着いた時を見計らって、手洗いを流水と石鹸で丁寧に行う。
- 活動の区切りで手を洗うことが習慣づくように、子どもに伝えたり、一緒に手洗いを行っていく。

(3) 外遊び・散歩について

戸外では、子どもは開放感を味わいながら思い切り活動することができ、室内活動と比べると、感染リスクが低い活動と言えます。コロナ禍での外出自粛等により、子ども達の運動不足が懸念されており、レベル0～1の状況下では、感染予防を行いながらも、十分な戸外遊びを保障していくことが重要と考えます。

園庭等での外遊びでは、分散して過ごせるような環境設定を検討し、密にならない工夫をして活動することが大事となってきます。園庭遊具を使用する際にも、密にならないように利用人数の配慮等が必要です。

散歩に出かける際は、例えば、人が多く集まらない時間帯を選んだり、近隣園と連携を取り合うなどの工夫で、散歩先での混雑を避け、広い場所で思い切り体を動かす経験をたくさん味わえるようにしましょう。

〈留意点〉

- 園庭遊びは、乳児・幼児、曜日や時間を分けて、分散して行うようにする。
- 活動の前後には、必ず手洗いを行い、習慣化する。
- 園の周辺状況によっては、近隣住民、施設への配慮をしながら、理解を得る。

- ・ 地域保育ネットでつながり、近隣園との関係作りを行う。
- ・ 状況により戸外に出られない場合でも、様々な運動遊びを取り入れ、十分に体を動かす経験ができるように工夫する。

(4) 給食について

給食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、また、子どもの健康増進のために重要である一方、飛沫が飛びやすく、感染リスクが高い場面でもありますので、感染防止と食事の楽しさのバランスに配慮していくことが大事になってきます。

給食を実施するにあたっては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。配膳を行う職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、配膳が可能であるかを確認してください。

①食事環境構成について

各保育施設では、給食時の感染予防に様々な工夫をなさっていると思いますが、まずは、子どもの状況（アレルギー児、生活リズム、子ども自身の要求）に応じた食事の提供＝子どもが食べたい時に食べられる環境設定を検討することが重要だと考えます。

食事の始まりと終わりを調理室と連携を取りながら、可能な範囲で子どものタイミングで行うことで、子どもが自発的に食事に向かう環境を作ると同時に、一斉行動が減り、密の状況を緩和することにも繋がっていくのではないのでしょうか。

そのうえで、各保育施設の状況に合わせて、テーブルに座る人数を減らす、テーブル配置を工夫する、飛沫防止の衝立を設置するなどの感染防止策を検討し、行ってください。

〈留意点〉

- ・ 子どもの生活リズムも考慮し、時間差をつけて食事へ促す。
- ・ アレルギー児への対応は従来通り、マニュアルに沿った対応を行う。
- ・ 食事の時間は楽しいものであるということを基本としながら、食事中の友達との会話（声の大きさなど）や食事に向かう姿勢などについて、子ども達と考える機会を作ることができるよう調理・栄養士と一緒に取り組んでいく。
- ・ 換気、子ども同士の距離等に十分に気を付ける。

②食事準備について

当面の間、配膳・盛り付けは職員が行うようにし、エプロン、三角巾、マスクは必ず着用するとともに髪の毛等が出ないように衛生面で十分配慮してください。盛

付の量等については、今まで以上に調理室と連携を取りながら検討してください。

〈留意点〉

- ・ 職員は清潔なエプロン、三角巾、マスクを着用する。
- ・ 食事準備（配膳、手洗い等）の手順や動線を工夫し、密をなるべく避けるようにする。
- ・ 職員は子ども一人ひとりの食事量について適量を把握し、適切な量の提供ができるように努める。おかわりを提供する場合は、決まった職員が衛生に配慮しながら配食を行っていく。

③食事介助

職員間で意識を持ちながら、従来の食事の楽しさを伝えることに加えて、感染予防の観点も加えて食事介助を行うことが大事になってきます（例えば子どもと介助職員の位置の確認・食べこぼしの処理・台拭きの扱い等）。

〈留意点〉

- ・ 食事介助のエプロンは常に清潔に保つようにする。
- ・ 食事介助をする際には手指の衛生に努める。
- ・ 特に0，1歳児の食事介助では、唾液等に触れる可能性が高くなるため、複数の子どもを同時に見る際には十分に気を付ける。

（5）排泄について

トイレは糞便等が飛散する可能性があるため、感染リスクが高い場所とされています。おむつ交換や便の処理の手順・消毒等を職員間で周知徹底し、対応するようにしましょう。

トイレに促す際には、定時排泄ではなく、子どもの尿意や便意に応じた排泄を一人ひとりの発達に合わせて行うことで、排泄の自立（一人で行える）と自律（自分の意思でしたい時に）に繋げつつ、自然にトイレでの3密を避けることに繋がるような働きかけが大事になってきます。各保育施設に応じた対応の検討をお願いします。

〈留意点〉

- ・ 複数の幼児クラスが、1か所のトイレを共用している場合は、担任同士で連携をとり、時間差をつけるなどして、トイレ内で密にならないように配慮する。
- ・ 手を洗う際は間隔をあけて並び、石鹸等を使ってよく手を洗うように伝える。
- ・ タオルの共用はしない。ペーパータオルを使用することが望ましい。
- ・ トイレ内もこまめな換気を行うようにする。

- ウイルスが便中に排泄されるため、処理をする際には、手袋の着用、おむつ交換シートの消毒等を徹底する。
- 使用済みおむつの保管方法を職員間で周知徹底する。

(6) 午睡について

感染予防の観点から、布団を敷くスペースを空けたり、午睡用の部屋を分けるなどの対応が考えられますが、もう一度、一人ひとりの生活状況や年齢ごとの生活リズムを踏まえ、保護者とも連携しながら、午睡のあり方について考えることが重要です。

午睡と休息を分けることで、子ども一人ひとりにあった健康な生活リズムが身に付くとともに、午睡スペースを広くとることができ、密の解消にも繋げられるという利点もあります。各保育施設の状況に応じた対応の検討をお願いします。

〈留意点〉

- 午睡中でも、定期的に換気を行うようにする。
- 頭の位置を交互にして寝るなどの工夫をする。
- 布団を敷く際には、可能な範囲でスペースを空けるようにする（布団一枚分のスペースを空けることが望ましい）。
- 午睡中に咳が頻繁に出るなどの症状が見られる子どもがいたら、距離を離す、別室に移動するなど、他児から速やかに離す配慮を行う。
- 午睡や休息によって、体を休めることの大切さを子どもとともに共有する。

(7) 行事等について

行事は、子ども達の成長を喜び合ったり、成長の節目になるもの、伝統的な行事など、子ども達の成長に大きな役割を果たすものです。一方で園児が同じ場所に集まったり、保護者が参加したりすることによって、多くの人数が集まることになり、感染予防に特に注意が必要になります。

行事を計画する際に、何故、この行事を行っていたか（行事の意味）を再度、見直し、形や内容は今までやってきたものと変わるかもしれませんが、現在の状況でも子ども達が主体的に活動し、楽しめる行事を検討・実施していくことが大事になってきます。

※区としての行事に対する考え方は、別添資料 7月31日付「区立保育園の今後の保護者参加行事の対応について」をご確認ください。

(8) 地域の保護者等に対する子育て支援（地域交流等）について

現在のコロナ禍での状況では、保育園に不特定多数の方を入れるということは難しいとは思いますが、一方で地域の在宅子育て家庭の方が外出自粛等で行き場を失

っており、どう支援していくかが課題となっています。このような状況であるからこそ、地域と助け合い、協力しながら支援を行っていくには、どうすればよいかという視点での検討をお願いします。

保育対応レベル1では、感染予防と内容を検討したうえで、園の運営体制で実施することが可能な場合は、行っていただいで構いません。

〈留意点〉

- ・ 密にならない、感染リスクを抑える活動内容の工夫をする。
- ・ 園の運営、職員体制により受け入れ可能な人数を検討する。
- ・ 参加者の体温、体調確認を行い、記録をとる。参加保護者のマスク着用及び、手指消毒の協力をお願いします。
- ・ 園庭や遊戯室、空き保育室等を活用し、なるべく保育室には入らないような内容を検討する。
- ・ 園での交流以外でも、ホームページやWEBを活用したり、電話、メール相談などでの対応も検討する。

(9) 衛生管理・換気について

保育施設内の日頃からの清掃や衛生管理を心がけ、清潔に保つことが重要となってきます。また、密閉空間を避けるため、換気については、1時間に2回以上、2方向の窓を1回数分程度全開にし、風の流れを作りましょう。窓が一つしかない場合でも入口のドアを開けるなどしたり、扇風機や換気扇を併用することで効果があがります。

〈留意点〉

- ・ 子どもがなめたり、触ったりする遊具については、洗えるものは洗い、こまめな入れ替え、消毒等を行っていく。
- ・ 鼻水等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、捨てる。ごみ箱にもビニールをかけ、回収の際は口をしっかりと縛り、廃棄する。感染予防のため、フタ付のごみ箱を使用するのも効果的。
- ・ 子ども個人のコップや水筒を持参している場合は、衛生管理に留意してください。
- ・ 換気の際は、子どもが外に出てしまったり、不審者等が侵入したりすることがないように、職員全体で確認し、必要に応じて対策を講じる。
- ・ 夏季には、冷房時でも換気扇や窓の開放によって換気を確保する必要がある。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のため、エアコンの温度をこまめに設定する。
- ・ **冬季は冷気が入り込むため、窓が開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛**

沫が飛びやすくなるため、可能な限り換気に努めてください。保育室の室温は18度以上を目安に、暖房器具を使用しながら、換気を行ってください。また、人がいない部屋の窓を開け、廊下等を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、室温変化を抑えるのに有効です。※常時換気設備が設置されている施設については、その限りではありません。

- 近隣の方との日頃のやり取りの中で、新型コロナウイルス感染予防のため、窓を開けるなどの換気が必要なことを伝え、理解と協力を得られるようにする。

(10) 職員関連事項について

①職員の休憩と休憩スペースについて

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるようにしてください。
- 休憩スペースは常時換気するように努めましょう。
- 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒してください。
- 使用する際は、入退室の前後に手洗いをするようにしましょう。

※園で感染者が発生し、保健所の調査で濃厚接触者として特定されている主な理由として、食事の際の会話がよく指摘されています。食事中はマスクを着用していないので注意しましょう。

②職員会議・打合せ等の持ち方について

会議は職員が多数集まることが予想されるので、3密の状況を作らないように対策をしたうえで、行ってください。

【例】

- マスクを着用し、間近での対面を避けるようにしましょう。
- 会議中は定期的に換気を行いましょう。
- 会議内容を精査し、必要最小限の参加人数で長時間にならないようにしましょう。
- 職員間の距離をなるべく開けるようにしましょう。

3、子ども・保護者・職員への支援（保育対応レベル1～3共通）

(1) 子ども・保護者の心のケアについて

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休園措置や登園自粛要請、感染予防のための家庭保育など子ども達の環境はめまぐるしく変化しています。保育所等での生活を再開した際の子どもの生活リズムや体力を取り戻す支援、自分で自分を守る

方法を身につける健康教育、また不安への対処などに取り組んでいくことが必要となります。

これらには保護者との連携は欠かせないものとなりますが、保護者も不安定な状況下で子どもや家族を感染から守ることと経済的な活動を続けることの狭間にいます。保育所は子どもと家族を支えていくうえで重要な役割を担っています。

①子どもへの支援

子どもの発達年齢によって反応は異なり、理解力も異なりますので、発達年齢にあった安心できるケアを考え、支援していくようにしましょう。

また、新型コロナウイルスに対してやみくもに恐れるのではなく、感染症や現状への正しい情報を伝え、差別や偏見等に繋がらないようにしましょう。

〈留意点〉

- 大人の不安感や緊張、生活パターンの変化を敏感に感じ取って、子ども達の様子にも少なからず変化が見られる。不安な気持ちを受け止め、今の状況を分かりやすく伝えていき、安心感を持てるようにする。
- 子どもが不安や疑問を感じた際に、いつでも話を聞く姿勢でいるようにする。
- 制限、我慢の状況に慣れるのではなく、活動を工夫したり、子どもとアイデアを出し合うなど、子どもが主体的に活動できるよう支援する。
- 幼児を中心に手洗いや咳エチケットなど感染防止のための新しいルールについて、それらが子ども達自身や周りの人をどのように守ることにつながるのかを伝える。
- 休園中の子どもについても定期的に連絡をとり、園の様子を伝えたり、必要に応じてケアを行っていく。

②保護者への支援

感染予防のため、保育室に入れないので、保育所等での子どもの様子がわからない、以前のように職員とゆっくり話ができないなど、子どもの情報の共有や保護者の悩みをどのように受け止め、理解していくかが課題となっています。

また、育児休業の延長等により、家庭保育を行っている保護者については、園の様子が分からない、子どもの家での過ごし方に困っているなどの声も聞かれます。

保護者への支援も今までとは異なる形で進めていく必要があります。

〈留意点〉

- 保育所等での子どもの保育の様子を掲示するなど、情報発信を積極的に行う。
- 仕事と感染リスクの狭間にある難しさに共感し、できる限り保護者に寄り添いつつ、対応する。

- 気になる保護者には、面談や電話相談など、どのような形であれば、じっくりと話す時間を設けることが可能か検討し、実施する。
- 家庭状況に沿った職員の対応方法、だれがどのように行うかを整理し、職員全体で情報共有できる仕組み作りをする。
- 長期間休んでいる家庭には、定期的に電話で家庭の様子を確認したり、園の情報をお伝え、保護者の不安を取り除く。

(2) 職員への支援について

職員は、目に見えないウイルスへの感染防止策を実践することによる不安や緊張感、自分が感染したらどうしようという不安の中、保育を行っており、様々なストレスを感じています。ストレスを溜めこまないことが長期的な対処法となってきます。

①新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つ。

感染症に対する不安や恐怖に委縮して気持ちが負けないように、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識・情報を得て、職員間で共有するようにしましょう。

〈留意点〉

- 区から発信される新型コロナ関連の通知の確認、区ホームページ、厚生労働省ホームページなどに定期的にアクセスして確認しておく。
- 施設長や看護師等が中心となり、正しい情報の発信に努めてください。
- 職員会議等で、感染予防策について話し合い、知恵を出し合うことで、職員全員が予防策の意味について理解し、主体的に協力して実践できるようにしていく。

②職員のメンタルケアについて

職員の健康管理、精神安定も保護者と同様と考えていくことが大切です。立場、部署、個人の事情、課題など一律ではないので、ケース別に職員全体で協力しながら、対応しましょう。

〈対処法〉

- 職員間で対話の時間を持ち、自分の気持ちを出せるようにする。
- 職員間でコミュニケーションをとるよう心がけ、互いに労をねぎらう。
- 意識して、会議（交流）の時間を作り、コミュニケーションの場を提供しあう。
- 職員間で予防策の対応や保護者対応についての振り返りの時間を持ち、情報共有に努める。
- 新型コロナ対応で職員の負担も増えているので、休みや休憩を確保できるようにする。

に体制を作っていく。

- ・ 施設長は、職員の感染予防策等への感謝とねぎらいの気持ちを表すようにする。

第3章 縮小保育について（保育対応レベル2～3想定）

1 縮小保育対象世帯と保護者への対応について

以下の「保育所運営の基本的な考え方」に基づき、縮小保育対象の目安をつけていただき、必要に応じて保護者へ自粛の協力をお願いします。

【保育所等運営の基本的な考え方】令和3年1月8日 Ver

新型コロナウイルス感染拡大の防止のために、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び今後就業先との調整がつき仕事を休める方に対して、登園の自粛や保育時間短縮のご協力をお願いいたします。また、在宅勤務者や認定こども園の幼稚園枠の方に対しても、登園日数を減らしていただくことや保育時間の短縮など可能な範囲でのご協力をお願いいたします。

（基本的な考え方に関する留意事項）

- ・ 今回は「登園自粛の協力のお願い」となっております。保護者の判断で、協力いただける方に、協力いただける範囲でお願いするものですので、施設から登園自粛等をお願いすることがないようにお願いいたします。
- ・ 育休中の保護者につきましては、昨年の長期休園及び自粛要請の際に、家庭保育の不安、孤立感を感じる保護者の方が多くいたということが課題として出ております。各家庭とよく話し合った上で、保育について決めていただくようお願いいたします。
- ・ 在宅勤務者や認定こども園の幼稚園枠の方については、登園日数を減らすなど可能な範囲での協力をお願いしますが、園から登園自粛等をお願いすることがないように、保育を必要とする方には通常と同様に保育の提供を行っていただくようお願いいたします。
- ・ 国の緊急事態宣言の対象が限定的なものであることから、ひとり親世帯など保護者の個々の事情を十分考慮し、保育を必要とする方に保育が提供されないということがないように、十分ご注意ください。

2 縮小保育を実施する体制

- ・ 保育の提供を縮小して実施しながら、新型コロナウイルス感染症予防を最大限に行っていくためには、保育対応レベル1とは異なる対応が必要となる部分も想定されるため、注意点をまとめ、具体的な対応等を4以降にお示ししています。

3 縮小保育を利用する子ども、出勤する職員についての注意事項

(子ども、保護者への対応)

- 登園前に子どもの家族が子どもの体温を計測し、発熱や呼吸器症状、その他体調不良（嘔吐、下痢等）が認められる場合には、利用を断る扱いとします。また、子どもの保護者とその家族についても同様の症状があるときは利用を断る扱いとしてください。
- 過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは、同様の取り扱いとしてください。このような状態が改善した場合であっても、引き続き該当の子どもの健康状態には十分留意してください。

(職員の対応)

- 保育所等の全ての職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状、その他体調不良（嘔吐、下痢等）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底してください。また、職員と同居の家族についても同様の症状があるときは出勤を行わないこととしてください。
- 保育所等においては、該当する職員について、園長先生への報告により確実な把握が行われるようにお願いします。また、園長先生は各職員の日々の健康状態を記録に取っておくことが望ましいです。
- 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは、同様の取り扱いとします。
- 保育中の職員は、手洗いの感染予防を徹底するとともに、適切にマスクを着用して保育を行ってください。

※マスク着用の際の熱中症予防行動の留意点

○夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあります。このため、園庭などの屋外で、人と十分な距離（少なくとも 2m 以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外すようにしましょう。

○園庭などで保育を行う場合は、職員同士交代しながら、周囲の人との距離が十分にとれる場所で、適宜、マスクを外して休憩及び水分補給を行ってください。

○上記の場合も含め、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮してください。

(委託業者への対応)

- 物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合（工事等）については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には、立ち入りを断ってください。
- 給食食材の搬入者にも、健康管理について協力をお願いするようにしてください。
※見学者、実習生の対応については P4~5 を参照のこと。

(記録)

- 職員、園児等がPCR検査を受け、陽性となった場合は、発症日及び発症前2日間の園児、職員の健康記録、行動記録の確認が必要になりますので、PCR検査を受けたことの報告があった段階で、記録をしておいてください。

※「新型コロナウイルス感染症相談対応記録用紙」をP40～41に掲載しておりますので参考にしてください。

4 保育室等の環境設定について

- 保育を実施する際は、「密閉・密集・密接の回避」を行い、子ども、職員ととものできる限り1か所に集まらない「分散保育」を行うことをお願いします。
- 全保育室を活用し、感染予防のため、子ども達ができるだけ、密集・密接状態にならないための空間保障をし、スペースを広くとって保育を行います。

【例】

遊戯室や予備室等がある場合は、そこも通常保育に活用する。部屋が限られている場合は、柵等で部屋を区切って、なるべく密集しない環境を作るようにするなど考えられます。

- 保育園の登降園出入り口についても複数箇所から出入りできるようにしてください。送迎の際には、なるべく子ども、保護者同士の経路の重複を避けるよう事前に経路の確認を行った上で、保護者にも分散登降園の協力をお願いをしてください。

【例】

0～1歳児については、通園門から出入りし、2～5歳児については、職員玄関を利用する等

- 各保育室は1時間に2回以上、1回数分程度の換気を行い、空気の入替えをします。その場合も2方向以上の換気口(扉、窓等)を開けるようにします。

※夏季には、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに設定しましょう。

また、冬季は冷気が入り込むため、窓が開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなるため、可能な限り換気に努めてください。保育室の室温は18度以上を目安に、暖房器具を使用しながら、連続的に換気を行ってください。また、人がいない部屋の窓を開け、廊下等を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)も、室温変化を抑えるのに有効です。※常時換気設備が設置されている施設については、その限りではありません。

5 送迎の際の注意事項について

人との接触を減らす観点から、園児の登降園の時間をできる限り分散できるように、保護者の方へのご協力（仕事に影響がない範囲で）をお願いしてください。また、送迎する保護者にもマスク着用を呼びかけ、協力をお願いしてください。

（朝の受託について）

- ・ 保護者が各施設の設置状況に応じて、保育室などの屋内に入らなくてもすむような受託の工夫をすることが望ましいです。出入り口を複数に分けたり、間隔を開けて待ってもらったりしながら接近を避けるような配慮をお願いします。

【例】

2階園児の受け入れはA入口、1階園児はB入口とする等、接触を避けるように順番での受け入れなどしながら、感染防止の意識づけをしていく。

- ・ 子ども、保護者の体調確認を必ず行っていただき、体調が悪いことが分かった場合（怪しかったらその場で熱を計る）は、受け入れを断る扱いとしてください。

（お迎えについて）

- ・ お迎えの際も、保護者は施設内に入らず、玄関にて職員が引き渡しを行うことが望ましく、間隔をあけて待ってもらったりしながら接近を避けるような配慮をお願いします。

【例】

災害時の引き取り訓練等のイメージを持って、速やかな降園を促せるよう荷物をまとめる等の工夫を行う。

- ・ お迎え時には保護者の体調確認も行ってください。
- ・ 保護者同士の接触をなるべく避けるため、速やかにお帰りいただくよう保護者への協力をお願いします。

6 保育実施上の注意点

（活動について）

- ・ 活動については可能な範囲で、子ども同士の「密集・密接・密閉」となることを避ける保育内容を検討し、活動を行えるような工夫をしていただくようお願いいたします。

【例】

①各保育室を多数使用して、スペースを広くとって保育を行う。

②コーナーごとに遊具や絵本等を設定し、なるべく子どもが密集しないように

する。また、子ども同士が間近で向かい合わないような遊具等の配置の工夫や職員の援助を行う。

- ③園庭や遊戯室で遊ぶ際も密集しないようにし、使用クラスが重ならないようにする。
- ④活動は、なるべくクラス単位、もしくは乳児・幼児で分かれて行い、他クラス同士の接触をできるだけ減らす。職員も同様が望ましい。
- ⑤公園等に散歩に行く際は、固定遊具等の使用はできるだけ控えるようにし、近隣園と連携をとりながら、密集を避け、外部との接触を最小限とする。
- ⑥室内遊びでは布製の遊具の共有は控えていく。
- ⑦子どもが歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を開け、人がいる方向に口が向かないようにする。

(感染予防について)

- 園児、職員ともに手洗いの徹底をお願いします。まだ手がうまく洗えない乳児については、職員と一緒に洗ったり、銘々のおしぼりで拭く等、十分に配慮してください。正しい手洗いの方法を職員が身につけ、実施しながら、園児にも、繰り返し正しい手洗い方法を伝えていくようにしましょう。
- 手洗いの時は、ペーパータオルの使用が望ましい。また、当面は個人用手洗いたオルの使用は控えることが望ましいです。
- 子ども個人のコップや水筒を持参している場合は、衛生管理に留意してください。
- 飛沫感染をできる限り防ぐために、咳エチケットを実施できるように、幼児を中心に咳エチケットの内容を伝えてください。
- 保育中においても職員は園児の体調管理を行い、もし園児が体調不良になった場合は、あらかじめ、隔離室を設定しておき、個別保育に切り替えられるように事前準備をお願いします。その場合は、保護者に連絡したうえで、速やかにお迎えに来てもらってください。
- 咳エチケットのため園児がマスクを着用してきた場合、マスクを外す際は（食事・午睡時等）、袋に入れる等の工夫をし、他園児が触ることがないようにしてください。

※園児のマスク着用時の注意点および熱中症予防について

○マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分注意してください。（2歳未満児の子どもの場合、マスク着用によって熱がこもり熱中症のリスクが高まる等の健康に過ごすうえでのリスクが指摘されています。）

○2歳以上の場合であっても、家庭からマスクを着用してきた場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただ

き、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています（厚生労働省通知に基づく）。

○夏季の時期にマスクを着用してきた場合、保護者の同意を得たうえで、屋外での活動時にはマスクを外して活動するようにしましょう。

○屋内でのマスク着用時でも、運動や激しい動きは避け、こまめに水分補給をするように声掛け等しましょう。その場合でも、適宜、マスクを外して休憩するように促してください。

- ごみ箱は、蓋つきの物が望ましいです。

（食事について）

- 配膳・盛り付けは必ず職員が行うようにし、エプロン、三角巾、マスクは必ず着用するとともに髪の毛等が出ないように衛生面で十分配慮してください。
- テラスがある施設については、天気を考慮しながら、テラスも活用し、室内と場所を分けて密集しないような食事方法を検討してください。それが難しい場合は、クラス内でも食事の時差をつけて、少人数ごとに食事をするなどの工夫を行ってください。
- 食事中の子どもの席については、1テーブルにできるだけ少ない人数にし、対面になるべく他児がいないような配置を考え、飛沫感染を防ぐようにしてください。
- 感染が拡大している状況下では、職員が子どもと一緒に給食を食べている園については、リスク軽減のため、別の場所で給食や休憩をとることが望ましく、職員の給食についても、一時的に対応を取りやめることも検討いただき、できる限り、食数を減らして、栄養士・調理員の負担軽減を図ることをお願いします。

※第2章の2（4）給食についてP11も参考にしてください。

（午睡について）

- 布団を敷く際には、可能な範囲でスペースを空けるようにする（布団1枚分のスペースを空けることが望ましい）。
- 状況に応じて、通常よりも多く部屋を使用し、布団1枚分のスペースを確保するなどの工夫を行って、午睡時の密集・密接を避けるようにしてください。
- 午睡中、咳が頻繁にでるなどの症状が見られる子どもがいたら、距離を離す、別室に移動するなど、他児から速やかに離すような配慮をお願いします。

（掃除について）

- 基本的には、通常通りの対応ですが、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム：濃度**0.05%**）を使用して、手すりや扉など、子どもがよく触る場所を中心に1日1回程度消毒を行ってください。

- 鼻水等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、捨てるようにしてください。ごみ箱にもビニールをかけ、回収の際は口をしっかりと縛り廃棄しましょう。
- ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用してください。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗いましょう。

(職員の休憩と休憩スペースについて)

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避けるようにしてください。
- 休憩スペースは常時換気するように努めましょう。
- 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒してください。
- 使用する際は、入退室の前後に手洗いをするようにしましょう。

(職員会議・打合せ等の持ち方について)

- 会議は職員が多数集まることが予想されるので、3密の状況を作らないように対策をしたうえで、行ってください。

【例】

マスクを着用し、間近での対面を避けるようにしましょう。

会議中は定期的に換気を行いましょう。

議題内容を精査し、必要最小限の参加人数で長時間にならないようにしましょう。

会議に参加される職員間の距離は1メートル程度空けて、身体的距離を確保するようにしましょう。

7 職員の勤務体制について

- 職員の感染・感染拡大防止を行うためには、勤務の分散を行いながら、保育の提供を行っていくことが重要であると考えられます。そのために、保育園で通常行っているローテーション勤務については、自粛要請に伴う登園人数にもよりますが、例えば職員(非常勤職員・補助員等含む)を2グループ程度に分け、3日から1週間程度で交代しながらローテーション勤務を行う等が考えられます。

【例】

Aグループ：園長、保育士10名、調理員2名、用務1名

Bグループ：副園長、保育士10名、調理員2名、用務1名

※A、Bの2グループに分け、3日～1週間程度の交代制とし、Aグループが出勤している間、Bグループについては在宅勤務とする。グループの中で早番、遅番等の勤務ローテーションを組んで運営するようにしていく。

- それ以外にも、ローテーション表を作り変えることが難しい場合には、保育体制を考慮しながら、週に1～2回程度、交代で在宅勤務を行う等があげられます。
- ここに記載したものは、あくまでも例となりますので、各園の実情に応じた勤務

の分散を検討し、ご対応をお願いします。

- 職員の勤務の分散等を行った場合についても、給付費等は通常通り、お支払いいたします。

8 その他運営上の検討事項について（各園から寄せられた意見等）

Q1 例えば、土曜日に登園児童が0人の場合は、園を開けないという対応はとれるのか。

A 園内に保育士等が待機する必要はありませんが、急に保育が必要となる場合に備え、保護者からの連絡を受けられるようにするとともに、速やかに保育の提供ができるように、あらかじめ勤務体制を調整しておいてください。また、保育が必要な保護者に対して休園を強制することがないように注意してください。

Q2 例えば、登園児童が一人の場合については、職員一人で対応してもよいのか。

A 認可基準上、1対1の保育は認められません。国からは「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日付）」の中で、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取り扱ってもよいとの通知がきておりますので、例えば、有資格者と無資格者の組み合わせで2名体制で保育を行うことは可とします。

Q3 例えば、子どもが17時で全員帰った場合は、その時点で閉めてしまってもよいのか。

A Q1の回答と同様ですが、保育が必要な保護者に対して利用時間の制限を強制したりすることがないように注意してください。

Q4 調理員の確保が難しくなっており、お弁当にしてもよいのか？

A 衛生管理・アレルギー対応には十分にご注意いただくことと、お弁当を用意することができないような家庭に対する配慮が必要であると考えられます。それらに対応できるならばお弁当対応も可能とします。

Q5 同一法人内の別の保育園に子どもを集めてもよいのか？

A 新型コロナウイルス感染症拡大防止と保育士等職員の負担軽減を考えあわせますと、本園・分園間での移動は可としますが、現時点では同一法人だとしても別園での保育は不可とする取り扱いといたします。

Q6 令和3年1月8日付で区から、今後の保育対応レベルを2に引き上げるとの通知が来たが、本ガイドラインの第3章 縮小保育に記載の対応を必ず行わなければならないのか。

A 令和3年1月7日に国の緊急事態宣言が発令されたことにより、区では、1月8日に対応方針をお示しし、保護者には登園自粛の協力のお願いをしました。ただし、今回の緊急事態宣言の内容は、昨年宣言とは異なり、「社会経済活動を止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する」ものであり、登園を控える方が多くは望めないと想定されますので、各園の登園状況に応じて、可能な範囲でレベル2（縮小保育）の対応を行っていただければと思います。

第4章 応急保育について（保育対応レベル3想定）

1 応急保育の対象について

～保護者へ周知している内容～

○保護者全員が医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している方

○ひとり親家庭などで仕事を休むことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者の方

※1 在宅勤務の方は応急保育のご利用はお控えください。

※2 上記以外の場合でも家庭での保育が難しく困難な場合は、通われている園にご相談ください。

～施設へ周知している内容～

①応急保育における「医療、交通、金融、社会福祉等」はあくまでも例示であり、ひとり親世帯など保護者の個々の事情を十分考慮し、保育を必要とする方に保育が提供されないということがないよう、十分ご注意ください。

②在宅勤務の方につきましては、登園を控えていただくようお願いをしております。

●対象の考え方の改めでの整理

①の考え方を基本とし、例示以外の場合であっても、家庭個々の事情を考慮し、保育を必要とする方に保育が提供されないということがないように十分ご注意ください。保護者から相談された場合で判断に迷う場合は、保育課、保育認定・調整課各担当に相談してください。

2 保育の実施について

応急保育下でも、保育の実施についての基本事項は、「第3章 縮小保育について 4～8（P20～25）」となります。引き続き、ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症防止とクラスター発生防止に十分に留意いただきながら保育を行ってください。

(保育環境について)

「第3章 縮小保育について 5 (P20)」に基づき、少人数の受入れであっても、「密閉・密接・密集の回避」を行い、職員・園児ともできるだけ1か所に集まらない保育環境の設定をお願いします。

応急保育体制になり、出勤職員についても感染防止の観点から最低限度の出勤体制をとられていると思いますが、「密閉・密接・密集の回避」を考慮していただきながら、保育の設定のご検討をお願いします。

【具体例】

5名の登園があった場合(乳児2名、幼児3名)

- ・感染防止とクラスター抑制のために保育室を1階と2階で分ける。

2階乳児保育室(乳児2名)、1階幼児保育室(幼児3名)

※利点：仮に新型コロナウイルス感染が発生した場合でも、保育自体を1, 2階で分けて行うことによって、園児・職員への感染を最小限に抑え、園児・職員全員が濃厚接触者にならない可能性が高い。

- ・コーナーをいくつか設定し、遊びをなるべく分散するようにしていく。
- ・早番・遅延長番についても、できる限り乳児・幼児については別の部屋にするなど分散の工夫をとる。

(保育活動について)

児童一人ひとりの体調管理を行いながら、保育を進めてください。また、新型コロナウイルス感染症対応による保育園が休園しているという特殊な状況で応急保育を行っていることから、登園児童も普段とは異なる環境での保育に不安を抱いていることが予想されますので、保護者とも連携をとりながら、登園児童の心のケアも含めて保育を進めてください。

(園庭の使用について)

現在保育園は休園中となっておりますので、近隣の方々への配慮も考え、使用時間、使用方法等については十分に考慮のうえ、使用してください。

(散歩について)

感染防止を徹底するために、今回休園という措置を取らせていただきましたが、散歩に出かけるということは外部での感染リスクを高めることとなります。ですので、休園期間中は、できるだけ散歩を控えていただくようお願いします。

(食事について)

応急保育下では、お弁当・おやつ持参をお願いしております。朝登園した際に、お弁当・おやつを預かり、清潔な場所での保管をお願いいたします(調理室の配膳ハ

ッチが望ましい)。アレルギー対象児童については、受入れの際に、お弁当の内容を確認してください。

提供する際には、複数の職員にてお弁当・おやつ記載の名前を確認し、提供間違えないようにしてください。また、アレルギー児対応については、給食時と同様に別テーブルにし、日頃の対応と同様にお盆を使用するなど、安全をはかって下さい。

おやつを提供する際にも、園児同士での交換や取り違い等がないように気を付けてください。

3 休園中に在宅で過ごされている在園児童家庭への配慮のお願い

(配慮が必要な家庭について)

園児の中には、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携を取りながら、配慮して保育を行っている園児もいらっしゃると思います。応急保育の申し出が保護者からあった場合は、特段のご配慮をお願いいたします。

(在園児の家庭での状況確認の協力依頼について)

令和2年9月15日付厚生労働省からの事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第七報)」の問12にありますように、休園にご協力いただいている家庭の中には、今後、家庭での保育が続くことにより、育児に関して相談したいことや心配事、悩み事等が出てくることが予想されるため、適切な対応を取る必要があります。

一方で在園児の休園中の健康状況を把握することも重要ですので、休園期間中に全く登園されない園児の家庭につきましては、休園期間中に必ず1度電話連絡していただき、ご家庭での状況を確認してください(特に要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童など、配慮が必要な子どもについては、1週間に1回以上の状況確認が必要)。また、保育園再開前の機会を捉え、再度、園児・保護者の健康状態の把握を行うようにしてください。

――確認内容について――

- ・園児・保護者の健康状態
- ・園児の家庭での状況(不安な様子等ないか)
- ・休園中の育児で困っていること等ないか

※別紙、「家庭での状況確認記録」を添付しますのでご活用ください。個人情報になりますので、区への提出は必要ありません。園で保管してください。

上記の内容をご確認いただき、保護者・園児が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるためPCR検査を受けることになった等があれば保育課、保育認定・調整課各担当まで連絡してください。

また、家庭状況等の聞き取りで保護者が育児にストレスを感じている、虐待傾向がみられるなど、心配なことがありましたら、直接、世田谷区児童相談所
電話（0120-52-8343）までご連絡をお願いいたします。

4 応急保育中に登園児童、勤務職員に感染が発生した場合

基本的な対応については、後述の第5章に沿った対応となりますので、応急保育中に登園児童、勤務職員がPCR検査を受ける、受けたということが分かりましたら、速やかに保育課、保育認定・調整課の各担当までお知らせください。

応急保育中に園で感染が発生した場合は、応急保育を停止することといたします。その後、保健所と調整したうえで、濃厚接触者、健康観察者が決まりますが、もし濃厚接触者に該当しない保育士により応急保育の再開が可能であり、引き続き保育を必要としている方がいる場合は、再開に向け保育部と対応の協議を行ってください。

5 応急保育で寄せられている質問事項等

- Q1 休園期間中に、避難訓練や0歳児健診を予定していたが、できなくなった。どのように対応すればよいか。
- A 施設記録等に『〇月〇日に予定をしていたが、休園の措置の為、中止した』等と、記載をしておく事が必要となります。避難訓練など、年間で予定されているもので実施できなかった内容については、また別日に行っていただければと思います。
- Q2 区によって緊急事態宣言後の保育所等の対応が異なっているが、原則閉園で統一してもよいか。
- A それぞれ保育園のある区によって対応が異なります。世田谷区においては、当ガイドラインに沿って運営をお願いします。
- Q3 応急保育申込書について、カレンダー内の日曜祝日にも記入欄が設けてあるが、日曜・祝日も保育を行わなければならないのか。また、応急保育申込書は、保育部に提出なのか。
- A 今回の様式は、休日保育実施園にも対応したものになっているため、日曜・祝日にも記入欄を設けておりますが、そこは園の通常運営日に従っていただいてもかまいません。紛らわしい表記にしまい、ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。応急保育申込書は、個人情報になりますので、園内で保管をお願いします。

ます。

Q4 医療に従事している保護者より一時保育の申し込みがあったが、一時保育についても応急保育と同じ要件で、必要な場合は預からなければならないのか。

A 一時預かりも保育園の応急保育と同じ要件となるため、お預かりする必要があります。その場合も、世田谷区応急保育申込書に必要事項を記載のうえ提出してもらってください（これについては、定期利用保育、休日保育、緊急保育についても同様の取り扱いとなります）。

Q5 業種は分からないが医療や交通などではないと思われる職業の保護者から応急保育の申し込みがあった。どう対応すれば良いか。

A まずは、応急保育の対象者は原則、医療関係者やひとり親家庭等であることを説明していただき、そのうえで、子どもを預けなければ生活を維持することが困難などの家庭ごとの個別事情もあると思いますので、必要であれば保育の提供をお願いします。

Q6 応急保育の申し込み者が1名のみだったので、できれば預かりたくないのだが、断ってもよいのか。

A 保育の必要性がある方は応急保育を行うようお願いをしているので、例え保育人数が1人でも要件に該当する場合は、保育を行ってください。

Q7 保護者から休園証明を出してほしいと言われたが、区から出す予定はあるのか。

A 区からは、休園証明は出す予定はないので、保護者通知文を勤務先に提出してもらうように案内をしてください。保護者通知文に通っている園の印等を押すことはかまいません。

Q8 休園は〇月〇日までとなっているが、それ以降は保育を再開すると思ってよいのか。

A 区では、区内の感染状況や各施設の体制等を確認したうえで、〇月〇日以降の取り扱いについては改めてお知らせすることといたします。

第5章 新型コロナウイルス感染が判明した場合の区と保育園の対応について

1. 対応フロー 園児・職員の新型コロナウイルス感染症への感染が判明した場合は、以下の対応フローに基づき、区（保育部）、保育園、保健所が連携しての対応となります。

	保育部	保育園	保健所
検査後	① 情報収集、対応方針検討 保健所への事案連絡	① 該当者の登園見合わせ 保育部への該当者の園内等 での行動履歴の情報提供	① 該当者の行動履歴の把握と濃厚接触者の想定
同日中または速やかに	② 園内等における該当者の行動履歴の情報収集	② ほかの園児や職員の健康観察	② 検査結果「陽性」判明、陽性者への連絡後、保育部へ連絡
	保健所から検査結果「陽性」の連絡あり		
	③ 該当者の行動履歴を保健所に提出	③ 保健所による 調査対応	③ 濃厚接触者の有無についての 調査実施※
	④ 休園の規模及び期間の決定及び保護者への連絡内容の検討 ※東京都とも十分に相談する。 ※休園が必要となる場合、その始期は、陽性者が最後に施設を利用・勤務した日の翌日とする。		
	保健所の意見をもとに、保護者宛一斉メールの内容について協議（区立園は保育課）	保育部と一斉メールの内容について協議	保護者宛一斉メールの内容助言
		⑤ 保護者へ一斉メールにて、園児の降園、閉園後や土日の場合は登園見合わせを要請	
		⑥ 濃厚接触者に対するPCR検査実施調整、留意事項等の配布	
	保健所の意見をもとに、文書の内容について協議（区立園は保育課）	⑦ 保護者宛「お知らせ」の作成 ※経緯や今後の対応周知について保育部と十分に相談する。	⑦ 濃厚接触者に対するPCR検査実施体制構築
	⑧ (プレス発表) 、区 HP 公表	⑧ (区 HP 発表に合わせ公表)	保護者宛「お知らせ」の内容助言
		⑨ 休園、近隣周知	
	⑩ 区内保育所での感染判明及び濃厚接触者の有無等について東京都へ報告		
	⑪ 保育園内の消毒		
休園期間	⑫ 休園中の保育への対応		⑬ 濃厚接触者となった園児及び職員等に対する健康観察の実施
	⑭ 再開に向けた可否判断及び準備		

保育園の対応として注意する点について

※濃厚接触者「有」の場合、フロー④～⑨までを迅速に行うことが必要です。特に⑥～⑧は、ほぼ同時並行での対応となります。

〈フロー①～③〉

園児や職員の行動履歴等

- 陽性であることが判明した場合は、保健所による対象者の行動履歴の把握と濃厚接触者の特定が必要となるため、検査結果が判明する前に、検査を受けた園児や職員の健康状態や行動履歴について速やかに情報提供できるように準備をしておくことが必要となります。また、フロー④以降を想定して、保育部と協議しながら事前準備を進めておきます。
- 対象者の居住地が世田谷区以外の場合は、対象者の居住管轄保健所から世田谷保健所への引継ぎ後に濃厚接触者の有無について調査を実施することとなります。
- 令和2年4月21日から濃厚接触者の定義が一部変更となりました。
「感染した人が発症する二日前（従来は発症日）から、1メートル程度の距離で感染防止策（マスクの着用、適切な手洗い等）なし（従来は、2メートル程度の距離で感染防止策なしに接触）に15分以上会話するなどの接触があれば濃厚接触となる。」
- 行動履歴には、行動場所の換気状況も記載してください。

〈フロー④〉

休園の規模及び期間の決定と保護者への連絡内容の検討

保育部と協力しながら、以下についての保護者への連絡内容を検討します。

1. 休園期間を保育部と相談し決定（最長で2週間程度必要）
(注)各園や保護者による感染症対策の徹底により、関係者に陽性は確認されたものの、園の運営に影響のないケースが増えてきています（こうしたケースでは、消毒のための休園後に園を再開します）。ただし、濃厚接触者はPCR検査で陰性であっても、保健所から指定された健康観察期間は、登園・出勤を控えていただくことになります。
2. 新型コロナウイルスへの感染が判明したことについての概要と園児の降園が必要なことを記した保護者への一斉メール内容の検討及び作成。

〈フロー⑤〉

保護者への一斉メールやお知らせ配布等

- 保護者への降園要請等はメールによる連絡が基本となります。既読確認機能や返信機能がある場合はそれぞれ確認し、メールを見ていないと思われる場合は速やかに電話等で連絡してください。
- 陽性が確認された場合のお迎えの際には、保護者が園舎に入らないように、子どもの荷物等はまとめておき、お迎えに来た順に速やかに子どもの引き渡しができるように

してください。

- ・園児が陽性の場合、担当クラスの職員も速やかに帰宅させてください。その際は、できるだけ公共交通機関を利用しないよう促し、難しい場合はできるだけ人ごみを避けて帰宅するように要請してください。

〈フロー⑥〉

濃厚接触者の PCR 検査実施調整、留意事項等の配布

- ・ 現地調査の結果、濃厚接触者が確認された場合には、保健所が設けた園関係者用の PCR 検査受検枠に対し、どの園児や職員がどの時間に検査を受けるかについて園から保護者等に連絡し調整を行います。検査会場の住所等については、保健所に確認してください。
- ・ 保健所が作成する PCR 検査や定められた健康観察期間についての留意事項等を保護者等に配布します。

(注) 濃厚接触者が多数確認された場合は、保護者への説明、PCR 検査の調整に時間を要することになります。特に土日に陽性者が判明した場合は、電話による連絡となるため、対応人員、電話回線数など、法人本部に応援を要請するなど臨機応変な対応をお願いします。

〈フロー⑦〉

保護者宛「お知らせ」の作成

- ・ 濃厚接触者の状況や今後の園運営の見通しがたったところで、必要に応じて保護者に対するお知らせを送付します。

〈フロー⑧〉

区 HP 公表 (プレス発表)

- ・ 陽性結果が判明し、休園せざるを得ない場合を想定し、運営事業者として園名を公表することについて事前に法人と調整を図ってください。報道機関への対応については、人権保護に十分に配慮したうえで、区立園で発生した場合は、公表に関して陽性者本人や保護者の承諾(私立園が園名を公表する場合も同様に承諾を得ていただく必要があります)を前提に園名の公表を基本とします。

園名公表にあたってのホームページ掲載について

- ① ホームページ掲載方法は「区ホームページ」と「法人(園)ホームページ」の2通りがあります。掲載場所については、区と調整することになります。
- ② 法人(園)ホームページで公表する場合は、感染者発生をお知らせする区ホームページの公開とできるだけ同時の公開をお願いします。
- ③ 区ホームページを活用する場合は感染者発生とともに園名を併せて掲載します。

〈フロー⑨〉

休園、近隣周知

- ・ 近隣住民に対して、園の状況を踏まえ、必要がある場合は、「お知らせ」等を作成、配布するなど、経緯と消毒作業等の日程を説明してください。
- ・ 共同住宅等に入居する保育所等については、原則として他の入居者等への周知を行うこととし、より丁寧な説明をお願いします。
- ・ **園囑託医にも、情報提供をお願いします（園で陽性者が出たこと、今後の園運営について）**

〈フロー⑩〉

保育園内の消毒

- ・ 保健所の指導に従って、本ガイドラインに基づく日常の消毒を基本とした園内の消毒（**次亜塩素酸ナトリウム希釈濃度：0.05%**）を行ってください。

〈フロー⑪〉

休園中の保育への対応

- ・ 休園中は、基本的に施設を使用した通常保育は行えません。
- ・ 濃厚接触者に該当せず、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事している方などへの応急保育の実施の可否については、保育部と協議してください。

〈フロー⑫〉

再開に向けた可否判断及び準備

- ・ 再開に向けた判断については、保育部と協議のうえ、行っていくこととなります。園舎に入ることが可能になった段階で、保育再開へ向けての準備を行っていきま
- ・ 休園期間中も随時、園児、職員の体調確認をメールや連絡網等を使って行うようにして、園長先生は園全体の健康管理を行ってください。
- ・ 再開日が決まりましたら、保護者へ改めて周知を行ってください。

〈フロー⑬〉

保育の再開

- ・ 再開にあたっては園児、職員の健康確認を事前に行い、発熱等、体調がすぐれない者に関しては、登園を控えるようお願いしてください。
- ・ 再開する場合は、職員、登園する児童の体調管理を行い、できる限り、再発を未然に防ぐようにしてください。

（保護者や園児、職員が感染者となった場合の配慮について）

感染者は、身体的な症状により、辛い療養生活を経験している場合もあります。加えて、感染したという事実が精神的な負担となります。感染者が、差別や偏見、誹謗中傷等を受けることがないように特段の配慮をお願いします。

〈留意点〉

- ・ 保育施設内の感染症情報を発信する際は、感染者の個人情報保護をお願いします。
- ・ 感染者が安心して登園(職場復帰)できるよう、丁寧なサポートをお願いします。
- ・ 感染者が差別や誹謗中傷を受けている様子があれば、話を聞くなどの対応をしましょう。

※参考 区ホームページ(相談先等)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/003/002/d00186883.html>

- ・ 保護者や園児、職員が濃厚接触者となった場合も、同様に対応しましょう。

2. 保育料の取り扱いについて

認可保育園等の関係者が感染し、施設が区の要請に応じて臨時休園等の措置を実施した場合には、保育料等の減免等の措置を行います。なお、認証保育所等についても、同様に保育料の補助を実施することとします。

(対象施設)

認可保育施設、認証保育所、保育室、保育ママ、国の指導監督基準を満たす認可外保育施設のうち、施設関係者に感染者が出たことにより臨時休園等(一部の園児を対象とした休園含む、以下同じ)の措置を実施した施設

(実施期間)

臨時休園等に伴う保育料等の取り扱いについては、令和2年8月1日から令和3年3月末までとします。ただし、国と東京都の施設型給付費等の負担が終了した場合は、その時点で取扱いを終了します。

(対応内容)

①認可保育園等

臨時休園等の措置を実施した日が属する月の保育料等に対して日割り計算対応及び補助を行います。

②認可外保育施設(認証保育所、保育室、保育ママ、国の指導監督基準を満たす施設)

臨時休園等の措置を実施した日が属する月の保育料に対して、補助を実施します。

※令和3年1月12日～3月7日までの登園自粛のお願いに伴う、保育料の取り扱いについては、令和3年1月8日付世保育第1754号「国の緊急事態宣言を受けての保育施設の運営について」及び、令和3年2月3日付世保育第1899号「令和3年2月8日以降の保育の対応について」の通知を別途、ご確認ください。

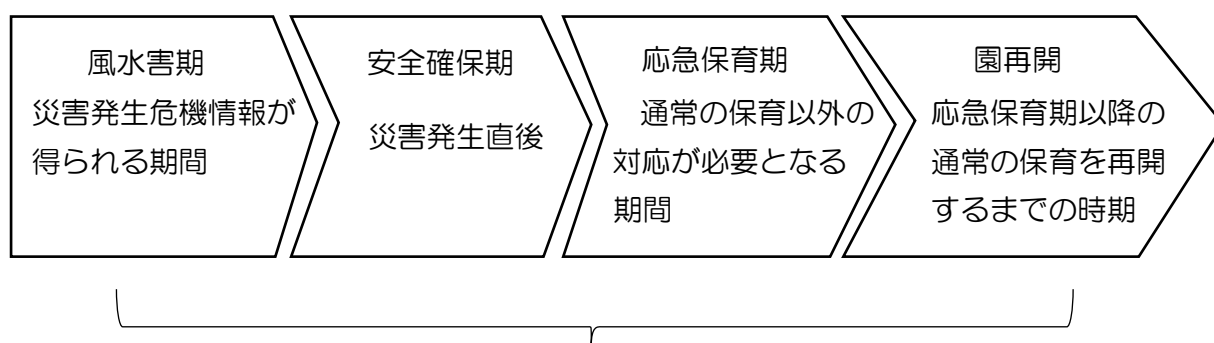
その他、詳細については、保育認定・調整課入園担当（03-5432-1200）にお問い合わせください。

第6章 災害時の対応について

これからは、風水害期（災害発生危機情報が得られる期間）、安全確保期（災害発生直後）、応急保育期（通常の保育以外の対応が必要となる時期）、園再開（応急保育期以降の通常の保育を再開するまでの時期）それぞれにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を図っていかねばなりません（新型コロナウイルス感染症による縮小保育・応急保育実施期間中に災害が発生した場合も同様の対応となります）。

内閣府の「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」（令和2年6月8日）や、世田谷区の「避難所における新型コロナウイルス感染症への区の対応」（令和2年5月28日）を参照いただき、災害用備蓄物品にマスク、体温計、消毒液等を追加してください。また、日頃の防災訓練では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の視点を追加して行ってください。

～災害時の対応タイムライン～



それぞれの場面で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を行う必要があります。

内閣府防災関連ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/index.html>

世田谷区防災関連ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/002/d00186327.html>

新型コロナウイルス感染症対応 参考様式
(感染者が出た場合の通知文、PCR 検査等を受
診した際の対応記録用紙等)

保護者あて一斉メール(案)

日頃より、本園の運営に多大なるご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

保護者の皆様にお知らせします。

本日、当園の関係者が、新型コロナウイルスに感染していることが確認されました。

現在、当園における濃厚接触者の有無等を保健所が調査しています。調査を踏まえ、対象となるお子様につきましては、明日、園より保護者様に連絡いたします。濃厚接触者にあたらない場合には、行動の制限は特にごさいません。

なお、感染拡大防止の観点から、当面の措置といたしまして、明日(●月●日)から、●月●日(●)まで休園させていただきます。

●月●日(●)以降の再開時期につきましては、園内の消毒等の状況を踏まえ、改めてご連絡をさせていただきます。

今後も、お子様、保護者様、保育園勤務者の安全を第一に、感染症拡大の抑制に取り組んでまいりますので、何とぞご理解、ご協力をお願いいたします。

法人名 ●● 理事長 ●● ●●
園長 ○○ ○○

【問い合わせ先】(保育園) ○○-○○○○-○○○○
(法人) ○○-○○○○-○○○○

受付日時	令和2年 月 日 (曜日) AM・PM 時 分 ~		
受付者		内容	相談・連絡
申出者	保育園名		
	氏名		
	連絡先		
対象者	保育園名		
	氏名	男・女	
	年齢	歳 (歳児クラス)	
	対象者分類	職員・園児・保護者・同居家族 ()	
	居住地住所		
	PCR検査の実施(予定)日		
	結果判定予定日(できれば時間も)		
受診した病院名・所在地	病院名 :	所在地 :	
保健所への連絡の有無	連絡 (有・無)	保健所名 :	
渡航歴、国内感染拡大地域への滞在歴など、感染が疑われる経路(心当たりがあれば)	渡航歴・滞在歴 (有・無) 国・地域 : 感染が疑われる経路 (有・無)		
マスクの着用状況			
他園との交流			
経過 (受診者の体調の変化とその間の勤務・登園状況等を <input type="text" value="時系列"/> でできるだけ詳細に記載) 例 : 体温の変化、咳・鼻水、味覚・嗅覚等の異常、勤務・登園日			
陽性だった場合の法人本部担当者 (園だけでは対応しきれないことが想定されるため)			

○氏名		○電話		FAX	
○所属		○メール			
園児 ・ 職員用					
園での勤務・活動状況や行動について ・ 発症日及び発症前2日間分を記入					
月日 (曜日)	健康 状態	時間	行動 登園から降園まで (当番・食事・午睡含む)	場所	接触者・換気状況

区立保育園の今後の保護者参加行事の対応について

1、保護者参加行事の国（厚生労働省）の考え方について

保育園の保護者参加行事への対応（運動会、発表会等）については、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。

厚生労働省からの通知「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第六報）（令和2年6月16日現在）」では、

「これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったうえで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫が考えられます。

〈感染拡大防止の措置〉

- ・風邪のような症状がある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者へのマスクの着用や手洗いの推奨、可能な範囲でアルコール消毒液の設置
- ・屋内で実施する行事の場合は、こまめな換気の実施

〈開催方式の工夫の例〉

- ・参加人数を抑えること（対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人数に制限を加えるなどして最小限とする。）
- ・参加者間のスペースを確保すること。」

と記載されています。

2、区立保育園で保護者参加行事を行う場合の考え方

保護者参加行事については、子ども達の成長の節目として、園と保護者の相互理解を図るために各園にて創意工夫の元、行われてきており、その重要性は認識しています。

今後の保護者参加行事の対応については、上記1の厚生労働省の通知を踏まえたうえで、感染状況が概ね、区の保育対応レベル0～1の場合に、園として、どのような形であれば感染拡大防止の措置をとりながら、安全に保護者参加行事が行えるかを検討し、開催に向けた準備を進めてもらうようにお願いします。

※ただし、感染状況が区の保育対応レベル3（新たな区内感染者が著しく増加し、区内において、保育施設等の休園が同時期に複数発生。休園措置を取るような状況）～レベル2の状況になった場合には、保護者参加行事の開催について中止を含め、再検討のお願いをすることがあります。また、今後の状況によっては、本内容を変更する場合があります。

裏面あり

〈保護者参加行事を行う上での留意事項〉

- ① 園で開催する行事等の実施の可否を決める際には、園児の安全が確保できることを前提とする。
- ② 行事を検討する際には、その行事のねらいを再度考え、どのような内容、方法であれば、感染症対策にも配慮しつつ、その行事のねらいを達成できるかの検討をすること。
- ③ 今後の感染状況に応じた取り組み方を複数検討する。
- ④ 運動会や発表会など保護者が一堂に会する行事を行う場合には、厚労省通知にある〈感染拡大防止の措置〉〈開催方式の工夫の例〉を参考にしながら、例えば、園児の待機場所や保護者の参加方法、参加者が大きな声を出さない（飛沫防止）ような感染拡大防止策を講じること。
- ⑤ 一堂に会さない形で実施ができる行事内容についても、上記②を参考にしながら、今一度検討をすること。

【本件担当】

保育課教育・保育施設担当（再整備班）

連絡先 03-5432-2448

次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使った消毒方法

市販されている次亜塩素酸ナトリウム製剤 (塩素系漂白剤)

市販されている次亜塩素酸ナトリウム製剤は、製品によって濃度が異なります。一般によく市販されている台所用漂白剤は5%といわれますが、濃度の記載がないものは、濃度の保障はありません。

原液濃度	用途
1%	哺乳瓶用消毒
5%	台所用漂白剤など
6%	消毒、殺菌用



◆ 使用塩素濃度

市販されている次亜塩素酸ナトリウム原液を希釈して使用します。

	原液濃度	希釈	方法	用途
次亜塩素酸 ナトリウムの調整	1%	50倍	原液10ml+水500ml	日常の拭き取り清掃 調理台や調理器具 床、ドアノブ、おもちゃ等
	5%	250倍	原液10ml+水2.5ℓ	
	6%	300倍	原液10ml+水3ℓ	
次亜塩素酸 ナトリウムの調整	1%	20倍	原液10ml+水200ml	新型コロナウイルスに対する 環境消毒は0.05%が推奨 されています
	5%	100倍	原液10ml+水1リットル	
	6%	120倍	原液約8-9ml+水1リットル	
次亜塩素酸 ナトリウムの調整	1%	10倍	原液10ml+水100ml	おう吐物や排泄物で 直接汚染された場所 排泄後のトイレの便座等
	5%	50倍	原液10ml+水500ml	
	6%	60倍	原液10ml+水600ml	

◆ ペットボトルとそのキャップを使用した消毒液の作り方

【例】原液濃度が5%の次亜塩素酸ナトリウム製剤を使用する場合

使用塩素濃度	方法
0.02%	原液2ml(ペットボトルキャップ半分量)+水500ml
0.05%	原液5ml(ペットボトルキャップ1杯)+水500ml
0.1%	原液10ml(ペットボトルキャップ2杯分)+水500ml



ペットボトルのキャップ容量は種類によって異なる場合がありますが、使用するキャップの量を目安に使ってください(おおよそで大丈夫です)

- ◇ ペットボトルを使用する場合、誤って飲まないようにラベルを貼るなどして注意しましょう。
- ◇ 次亜塩素酸ナトリウム(原液)は冷暗所に保管し、期限内に使いきるようにします。
- ◇ 消毒液はその都度、希釈して作成するのが望ましいですが、感染性胃腸炎の流行期には、おう吐等が

おきたときにすぐに使えるよう、作り置きしておくこともできます。

- ◇ 消毒に有効な塩素成分は光と温度によって濃度がさがるため、希釈液作成後は密閉して冷暗所に保管します。きちんと密閉して暗所保存した場合、数ヶ月は濃度が保てるため、1～2 ヶ月ごとに作りなおすのがよいでしょう。
- ◇ 使用する際は、換気を十分に行ってください。
- ◇ 金属を腐食させる性質があるため、消毒部位の材質によっては消毒後水拭きをしましょう。
- ◇ 手荒れの原因になるので、手指の消毒には使用しないでください。
- ◇ 希釈液を作る際は、直接塩素剤が手に付着しないように手袋をするか、こぼさないようキャップ半量にして2回に分けるなど注意してください。
- ◇ 霧吹きなどの容器等に入れて噴霧すると、目や鼻を痛めるだけでなく、細菌やウイルスを吹き上げることとなります。汚染した部位には噴霧しないでください。

◆ 衣類・寝具類の処理

- ◇ おう吐物や下痢便等で汚れた衣類や寝具類を取り扱う時は、処理する人が感染をうけないよう、使い捨てのビニール手袋とマスク、エプロンを着用します。
- ◇ できるだけ汚物をとりのぞいた後、0.02%次亜塩素酸ナトリウム液につけて消毒した後、他のものと分けて洗濯してください。※色・柄物は塩素により色落ちすることがあります
- ◇ 85℃以上で 90 秒以上、熱湯消毒する方法もありますが、布の重なりまで高温にし、温度を低下させないために、鍋で加熱し続けるなどの工夫が必要です。
- ◇ 布団などすぐに洗濯できない場合、よく乾燥させて、アイロン、布団乾燥機などを使用して高熱にあてる方法もあります。

◆ 環境の消毒

- ◇ 日常的によく手が触れる場所、水道の蛇口、ドアノブ、電気のスイッチ、リモコン等を、定期的に消毒液(0.02%次亜塩素酸ナトリウム)をしみ込ませた布やペーパータオルなどで拭きます。

◆ トイレの消毒

- ◇ 便座やその裏側、便器の蓋など汚染されやすいところは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液で拭き取り消毒します。
- ◇ 便器内は感染源になるため 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液をまんべんなく流し、掃除用ブラシで飛び散らないようにこすります。
- ◇ その後、ふたをしてしばらく浸してから水を流します。
- ◇ 流水レバーやドアノブ、ペーパーホルダーなど、手がふれる場所を 0.02%次亜塩素酸ナトリウム液で拭き取り消毒します。

◆ 手洗い時の注意

- ◇ 消毒や処理等の後には、必ず流水でしっかり手を洗ってください(30 秒以上)。
- ◇ 手洗い後に水を止める際は、手を洗う前に触れた蛇口を触れないように、ペーパータオルなどを使って

水を止めます。

**拭き取った布やペーパータオルは
ビニール袋に密封して捨ててください**

＜作成＞世田谷保健所感染症対策課



蛇口に直接触れないように！

参考文献等

世田谷区

「世田谷区保育の質ガイドライン」

「世田谷区保育園新型インフルエンザ対応行動マニュアル」

厚生労働省通知等

「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日）」

「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第八報）
（令和3年1月7日現在）」

「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」

「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和2年2月17日付事務連絡）」

「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」

「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」

「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日時点）」

「令和2年度の熱中症予防行動について（周知依頼）（令和2年5月26日事務連絡）」

「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）（令和3年1月7日付事務連絡）」

全国保育園保健師看護師連絡会 学術委員会

「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック第1版（2020.5.26）」

文部科学省

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」

世田谷区「新しい日常における保育」ガイドライン策定委員

私立世田谷つくしんぼ保育園	園長	布川 順子
私立さくらしんまち保育園	園長	小嶋 泰輔
私立鎌田のびやか園	園長	坂田 朗
青葉学園野沢こども園(私立認定こども園)	園長	北山 ひろみ
株式会社コミュニティハウス (らふ・くるまむ等)	運営担当	鈴野 綾乃
認証保育所 エクレール保育園	代表	石井 俊子
バンビ保育室	園長	上田 文子
区立南桜丘保育園	園長	小野 知可
区立芦花保育園	園長	藤原 千佐
世田谷区保育課	課長	大澤 正文

(敬称略)

事務局

世田谷区保育部 保育課

世田谷区保育部 保育認定・調整課